

## 公益財団法人山口県スポーツ協会職員給与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人山口県スポーツ協会の職員の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、給料、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、児童手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給料)

第3条 職員の給料月額、初任給、昇格、昇給等の基準及び給与の支給については、県職員の例による。

(扶養手当等)

第4条 職員に対する扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、児童手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給については、県職員の例による。

(管理職手当)

第5条 管理職手当の支給される職員の範囲及び手当の額は、第4条に規定にかかわらず、会長が別に定める。

(給与の減額)

第6条 職員が、正規の勤務時間中に勤務しない場合における給与の減額については、県職員の例による。

(休職者の給与)

第7条 職員が、休職した場合における給与の支給については、県職員の例による。

(非常勤の職員等の給与)

第8条 非常勤の職員、臨時の職員等で、この規程の規定を適用することが困難な職にある者の給与の取扱いについては、この規程の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との均衡を考慮し、その職務と責任に応じ、会長が定めるものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人山口県体育協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。
- 2 この規程は、令和5年4月1日から施行する。